

下田市社会福祉協議会委員等の報酬及び旅費の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人下田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の委員等に支給する報酬及び旅費並びに職員に支給する旅費について規定することを目的とする。

(定義)

第2条 委員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員及びその他の非常勤の者をいう。

2 職員とは、職員、嘱託職員及び非常勤職員をいう。

(報酬)

第3条 委員等が会議に出席し、又はその職務に従事したときは、報酬を支給する。ただし、本会の職員を兼務し、職員給与が支給されている委員等に対しては、支給しないものとする。

2 前項の規定により支給する報酬の額は、日額3,000円(旅行による出務を除く。)とする。

(旅費)

第4条 委員等が前条第1項に規定する勤務をなし、又は公務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費は、市内は車賃実費とし、市外は下田市職員等の旅費に関する条例（昭和30年下田市条例第16号）を準用し、支給する。

3 職員に支給する旅費は、前項による。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、昭和 55 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（報酬額 4,000 円を 2,000 円に改定）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（報酬額 2,000 円を 3,000 円に改定）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する

附 則

この規程は、平成 30 年 3 月 26 日（評議員会の承認決議日）より施行する。

ただし、平成 29 年 4 月 1 日から遡及して適用する。

第 2 条中、「評議員選任・解任委員」を追加。

第 3 条中、「ただし、本会の職員を兼務し、職員給与が支給されている委員等に対しては、支給しないものとする。」を追加。

5 条「(公表)」、第 6 条「(改廃)」を追加。